

**三重県新型コロナウイルス感染症
自宅療養者等への医療提供事業協力金(第2期)
運 用 手 引 き (令和4年度版)**

1 目的

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等への医療提供を充実するため、地域の医療機関、訪問看護ステーションや薬局と連携し、症状が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療を受けられるよう、医療提供体制を強化します。

2 協力金の概要

県内に在住する自宅療養者等への、医療機関による往診等、訪問看護ステーションによる訪問看護や薬局による服薬指導に対し、協力金を支給します。

1) 支給対象

自宅療養者及び宿泊療養施設入所者(知事が別に定める者に限る。)に対し、保健所又は本人等からの依頼等に基づき、医療提供(電話診療・オンライン診療(以下、「電話等診療」という。)、往診、外来診療、訪問看護、服薬指導)を行う医療機関、訪問看護ステーション、薬局

2) 協力金の内容

| 対象機関 | 実施内容 | 支給額(単価) |
|------------|-------|------------|
| 医療機関 | 電話等診療 | 3,000 円/回 |
| | 往診 | 20,000 円/回 |
| | 外来診療 | 10,000 円/回 |
| 訪問看護ステーション | 訪問看護 | 10,000 円/回 |
| 薬局 | 服薬指導 | 3,000 円/回 |

※ 陽性判明の日から自宅療養等が解除となる日までの間、患者ごとに、それぞれの実施内容について、1日につき1回に限り算定できます。ただし、PCR検査など陽性判定のための診療は対象外です。

3) 適用期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日までとします。

3 主な流れ

- ① 県は、医療提供に関するアンケート調査を活用し、医療提供協力機関を登録
(※医療機関の同意を得て、「治療に関与する医療機関」として対応内容を県ホームページにて公開しています。)
<https://www.pref.mie.lg.jp/RYOUYOPT/HP/m0349300002.htm>
- ② かかりつけ医のある患者や①の情報を確認した患者からの診療依頼に基づき、診療を実施
また、登録内容をもとに保健所から診療を依頼する場合があります。
(※他の医療機関で陽性確定されている場合は、その情報を確認してください。)

- ③医療機関は、必要に応じ適切な診療を実施してください。（電話等診療、往診、外来診療）
- ④-1 院外処方の場合、医療機関は薬局へ対応依頼を行ってください。
- ④-2 訪問看護が必要な場合、医療機関は訪問看護ステーションへ対応依頼を行ってください。
- ⑤-1 薬局は電話等による服薬指導、薬剤配布を実施してください。
- ⑤-2 訪問看護ステーションは訪問により指示内容に応じた処置を実施してください。
- ⑥ 医療機関は電話等により対応結果を保健所へ報告してください。
- ⑦ 翌月、医療機関等は「実績報告書兼請求書」を県へ提出してください。

4 登録

アンケート調査において、自宅療養者等への医療提供に協力の意思表示をいただいた医療機関、訪問看護ステーション及び薬局に対して意思確認を行い、登録(リスト化)します。

自宅療養者等への医療提供が必要になったとき、そのリストを用いて医療提供を依頼します。

○医療機関

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への医療提供体制に関するアンケート調査
〔第1回(令和3年11月実施)・第2回(令和3年12月実施)〕

○訪問看護ステーション

新型コロナウイルス感染症に関連する訪問看護・自宅療養者への支援に関するアンケート
〔令和3年9月実施〕

○薬局

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への医療提供体制に関する調査
〔令和3年11月実施〕

※ 上記のアンケート調査において、協力できない旨を回答いただいた場合であっても、県へ申し出をいただければ、県から登録内容を確認したのちに登録できます。

【申出先】

三重県医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチーム 自宅療養班
電話:059-224-3408 / メール:jitaku@pref.mie.lg.jp

5 協力金の申請

協力金の支給を受けようとするときは、実績を毎月の月末締めでまとめ、次に掲げる日までに、「実績報告書兼請求書(様式第1号)」及び「医療提供実績報告書(別紙)」を、郵送又はメールによりご提出ください。

※1 医療機関においては、発症日から8日目以降に診療を行った患者について申請を行う場合は、療養期間を延長したことが確認できるカルテなどの書類の写しを添付してください。

※2 訪問看護ステーション、薬局においては、訪問看護指示書や処方箋などの書類の写しの提出を求める場合がありますのでご承知おきください。

【申請期間】

- 4月実施分(令和4年4月1日～4月30日)
令和4年5月1日から令和4年5月13日まで(必着)
- 5月実施分(令和4年5月1日～5月31日)
令和4年6月1日から令和4年6月15日まで(必着)
- 6月実施分(令和4年6月1日～6月30日)
令和4年7月1日から令和4年7月15日まで(必着)
- 7月実施分(令和4年7月1日～7月31日)
令和4年8月1日から令和4年8月15日まで(必着)

- 8月実施分(令和4年8月1日～8月31日)
令和4年9月1日から令和4年9月15日まで (必着)
- 9月実施分(令和4年9月1日～9月30日)
令和4年10月1日から令和4年10月14日まで (必着)

【申請先】

三重県医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチーム 自宅療養班
〒514-8570 津市広明町 13 番地 / メール: jitaku@pref.mie.lg.jp

＜ご注意＞

市町においては、独自の支援制度を運用しているところがあります。次表の市町の制度については、県の制度ではなく、当該制度をご活用いただきますようお願いします。

市町と県の制度の両方に重複して申請することはお控えください。

| 支援制度名 | 支援内容 |
|-----------------------------------|------|
| 桑名市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等訪問看護支援事業補助金 | 訪問看護 |
| いなべ市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等訪問看護支援事業補助金 | 訪問看護 |
| 木曾岬町新型コロナウイルス感染症自宅療養者等訪問看護支援事業補助金 | 訪問看護 |
| 東員町新型コロナウイルス感染症自宅療養者等訪問看護支援事業補助金 | 訪問看護 |

※市町の支援制度の内容については、各市町の担当部署にお問い合わせください。

6 その他

(1)令和4年9月7日付けで療養期間が変更となっています。

これに伴う本制度の運用の取扱いについては、別添の「三重県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業協力金に係るQ&A(第2期)」のNo.1 及びNo.3をご確認ください。

(2)令和4年9月9日付けで発生届を提出する対象が限定化されています。

これに伴う本制度の運用の取扱いについては、別添の「三重県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業協力金に係るQ&A(第2期)」のNo.2をご確認ください。

本制度に関するお問い合わせ先

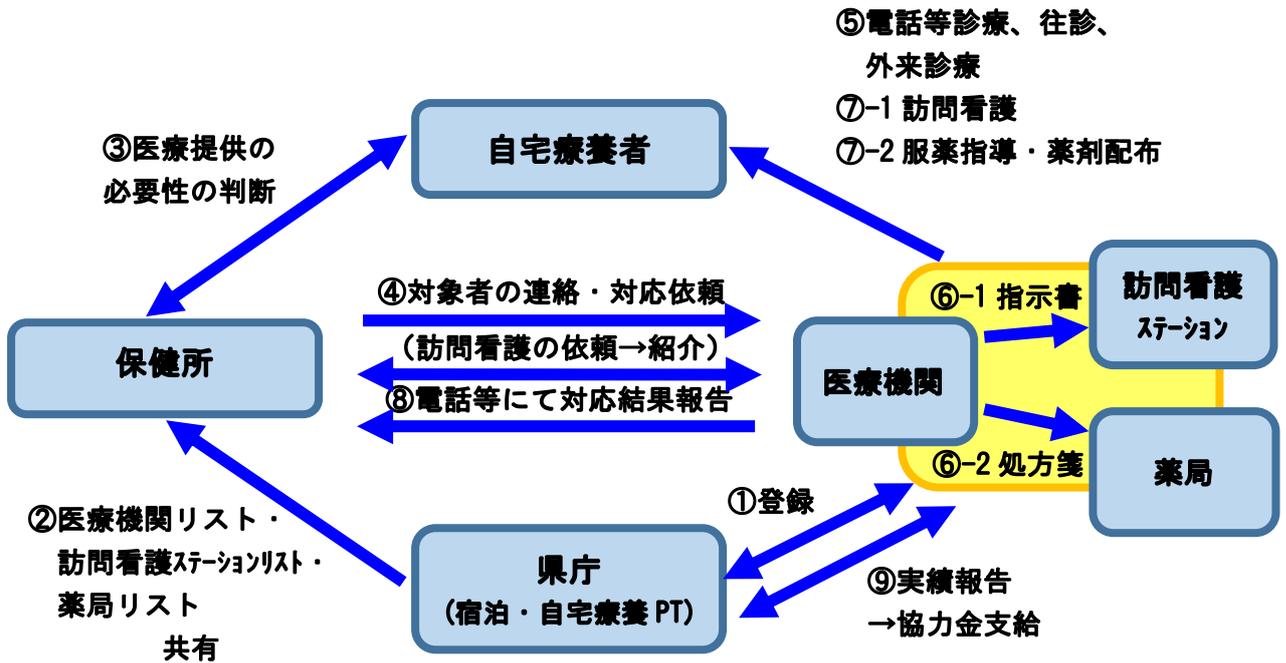
本制度についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

三重県医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチーム 自宅療養班
電話:059-224-3408/FAX:059-224-3001/メール: jitaku@pref.mie.lg

《参考》事業イメージ

ア.保健所からの依頼



イ.かかりつけ医のある患者等からの依頼

